

令和 3 年 6 月 1 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 范 敏
城 守 国 斗
(公印省略)

令和 3 年度医療法第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より、各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡「令和 3 年度医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」が、また、同省医政局地域医療計画課並びに同局研究開発振興課の連名にて各地方厚生（支）局医療課に対し、事務連絡「令和 3 年度医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について」が発出されました。

立入検査については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱において、病院に対して原則年 1 回実施することとされ、医療法第 25 条第 3 項において規定されている特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査についても、原則年 1 回の実施とされております。

両事務連絡は次の点を周知するもので、下線は前年からの主な変更点です。

- ・令和 3 年度の立入検査については、感染拡大の状況、医療機関の対応状況ならびに行政側の体制など、地域の実情に応じて実施の可否を判断すること
- ・立入りによる検査の実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、病院から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を再調整する等、柔軟な対応を行うこと
- ・国による緊急事態宣言や都道府県知事による移動、外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること
- ・立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和 3 年度立入検査を実施したものとみなすこと
- ・書面による自主点検も困難な場合においては、令和 4 年度の実施をもって、令和 3 年度（令和 2 年度も実施していない場合は令和 2 年度及び令和 3 年度）の立入検査も実施したものとみなすこと

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年5月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和3年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について

令和2年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和2年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度立入検査の実施をもって、令和2年度立入検査も実施したものとみなすこととしたところです。

令和3年度の立入検査については、感染拡大の状況、医療機関の対応状況ならびに行政側の体制など、地域の実情に応じて立入りによる検査の実施の可否を判断してください。

立入りによる検査の実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、病院から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を再調整する等、柔軟な対応を行ってください。また、国による緊急事態宣言や都道府県知事による移動、外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮するようお願いします。

一方、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和3年度立入検査を実施したものとみなすこととしますので、可能な範囲でご対応してください。

なお、書面による自主点検も困難な場合においては、令和4年度の実施をもって、令和3年度（令和2年度も実施していない場合は令和2年度及び令和3年度）の立入検査も実施したものとみなすこととします。

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局研究開発振興課

令和 3 年度医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について

令和 2 年度における医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 3 項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和 2 年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和 3 年度立入検査の実施をもって、令和 2 年度立入検査も実施したものとみなすこととしたところです。

令和 3 年度の立入検査については、感染拡大の状況、医療機関の対応状況ならびに行政側の体制など、地域の実情に応じて立入りによる検査の実施の可否を判断してください。

立入りによる検査の実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、病院から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を再調整する等、柔軟な対応を行ってください。また、国による緊急事態宣言や都道府県知事による移動、外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮するようお願いします。

一方、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和 3 年度立入検査を実施したものとみなすこととしますので、可能な範囲でご対応してください。

なお、書面による自主点検も困難な場合においては、令和 4 年度の実施をもって、令和 3 年度（令和 2 年度も実施していない場合は令和 2 年度及び令和 3 年度）の立入検査も実施したものとみなすこととします。